

密集住宅市街地整備事業について

1 地籍整備型土地区画整理事業を活用した土地利用更新環境整備モデル事業

事業概要

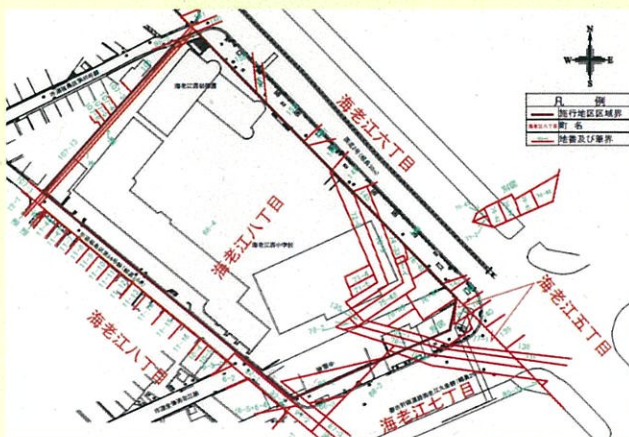
公図と現況がずれている密集住宅市街地の整備を進めるため、福島区モデルエリア(約 24ha)のうち、特に空き家化が進んでいる箇所や、建替え意向が多いにもかかわらず地籍が混乱していることにより単独での建替えが困難なエリアを対象に、建替えにあわせて地籍整備が行える地籍整備型土地区画整理事業を実施し、幅員4m以上の道路整備による接道条件の改善や公図訂正を行うことにより、避難路の確保や老朽住宅の建替え促進を図る事業。

- 対象とする地区
海老江 7・8 丁目地内約 24ha(福島区モデルエリア)
- 1 地区あたりの事業規模
数百㎡からでも実施可能(権利者数:数名～十名程度)
- 1 地区あたりの事業期間
4 年程度(地区の状況により大幅に増減する)

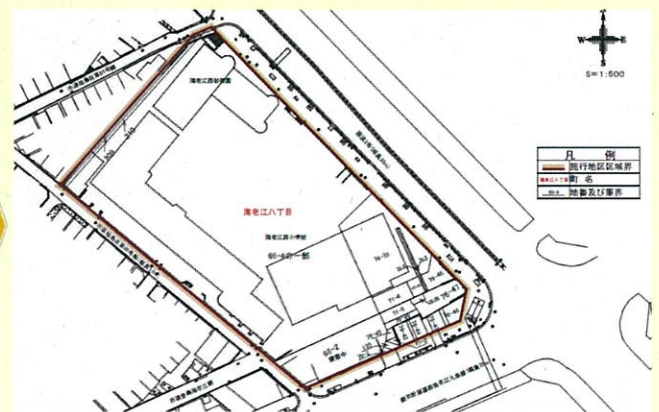
事業化検討箇所 (●)
福島区海老江 8 丁目 1 番街区 約 7,000 ㎡



事業化検討箇所 (福島区海老江 8 丁目 1 番街区)



公 図



現況と一致

2 まちかど広場整備事業

【事業内容】

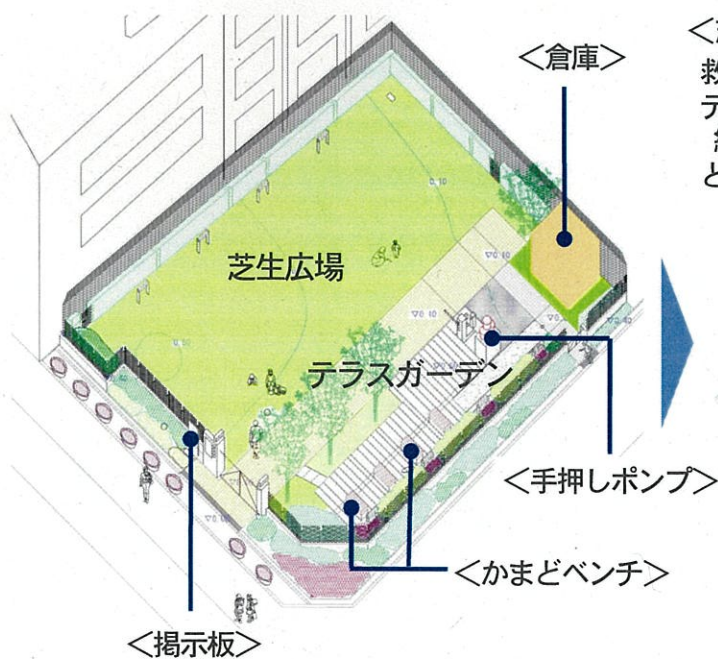
「特に優先的な取り組みが必要な密集住宅市街地(約1,300ha)」のうち、広場・公園などのオープンスペースが不足するエリアにおいて、地域住民との連携・協働のもと、アドバイザー派遣によるワークショップ方式により計画づくりを進め、災害時には一時避難場所として、日頃は地域防災活動やコミュニティをはぐくむ場となる「まちかど広場」の整備を行うものです。

【位置図】



【参考：整備事例（阿倍野区：まつむし広場）】

■日常時の利用イメージ



■災害時の利用イメージ

